

水 総 第 202号
令和4年11月29日

雲南市上下水道料金等審議会
会長 木 村 守 登 様

雲南市長 石 飛 厚 志

水道料金の見直しについて（諮問）

水道料金の見直しについて、下記のとおり雲南市上下水道料金等審議会条例第3条の規定に基づき審議いただきたく諮問いたします。

記

1. 水道料金について別紙のとおり見直しを行う

以上

水道料金の見直し(案)について

1. 経過

雲南市の水道料金は、平成 16 年 11 月の合併時は旧町の料金を引き継いでいましたが、料金の統一について平成 18 年に雲南市水道事業に関する審議会に諮問し、平成 19 年度から市内同一の料金となっています。その後、平成 26 年度、平成 29 年度に改定を行い、現在の料金となっています。

2. 水道事業の現状と見直し理由

- (1) 雲南市の人口は減少が続いており、平成 28 年度末には 39,715 人であったものが、令和 4 年 10 月末現在の人口は、35,837 人となっています。
- (2) 人口減少、節水意識の高まりや節水機器の普及に伴い、今後の水需要の増加は見込めない状況にあります。(年間総有収水量実績は、平成 28 年度 3,526 千 m^3 、令和 3 年度が 3,413 千 m^3 で 3.2%減少)
- (3) 水道普及率は、令和 3 年度末で 96.1%となっています。現在進めている未普及地域解消事業は令和 5 年度中の完了予定です。
- (4) 今後も安全・安心な水道水を安定して供給するために、老朽化する施設や管路の維持や更新を図っていくことが必要です。
- (5) 令和 3 年度末で、前回の料金改定から 5 年が経過し、料金算定期間が終了しています。
- (6) 水道事業は地方公営企業として原則独立採算の経営が求められており、長期的視点での経営基盤強化が必要です。
- (7) 市民生活に不可欠な水道事業を持続していくために、定期的に適正な水道料金の見直しが必要です。

3. 料金の見直し方針について(案)

(1) 料金算定期間(料金を決める期間)

料金の算定期間は、短すぎると料金の安定性に欠け、長すぎると社会的情勢の変化に対応できないため水道事業の経営を考慮し、令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの 5 年間とします。

(2) 基本水量制(※)の見直し

水道料金における基本水量導入の目的は、基本水量を設けることによって水道の利用を促進し、衛生面の向上、生活環境を改善することでしたが、雲南市の普及率は 96%を超え、制度の役割は概ね終えていると考えます。平成 16 年厚生労働省策定の水道ビジョン、日本水道協会策定の水道料金算定要領いずれも基本水量の付与については解消すべきとされています。また、基本水量を設けることで、基本水量内とそれを超える使用者との公平性が図れないことから見直すこととしました。

(3) 単身世帯、小口使用者に配慮した基本料金の設定

近年増えている単身世帯や小口使用者などに配慮し、口径 13 ミリ、20 ミリの基本料金を下げる一方、基本水量制を廃止し 1 m^3 の使用から料金を賦課する料金体系とします。

(4) 大口使用者への過度の負担とならない従量料金

大口使用者への過度の負担増とならないよう、従量料金は据え置くこととします。

4. 水道料金の改定(案)

口径 (ミリ)	基本料金 (1月につき)	従量料金			
		1~8	9~25	26~50	51以上
13	1,360 円 1,100	0円 61円			
20	2,895 円 2,664				
25	5,250 円 5,562	189円 改定なし		226円 改定なし	255円 改定なし
30	8,591 円 9,331				
40	14,454 円 15,754				
50	26,947 円 28,729				
75	56,287 円 59,101				
100	97,600 円 101,992				

上段: 現行料金

下段: 改定案

(税抜額)

1 契約当月使用水量から計算した口径別・用途別使用水量/月及び水道使用料改定の影響額

口径	月使用量 (m ³)	現行				改定案				差引額/ 月
		基本料金	従量料金	計	計(税込)	基本料金	従量料金	計	計(税込)	
13ミリ	20	1,360	2,268	3,628	3,980	1,100	2,756	3,856	4,241	261
20ミリ	20	2,895	2,268	5,163	5,668	2,664	2,756	5,420	5,962	294
25ミリ	40	5,250	8,115	13,365	14,670	5,562	8,115	13,677	15,044	374
30ミリ	100	8,591	23,125	31,716	34,825	9,331	23,125	32,456	35,701	876
40ミリ	100	14,454	23,125	37,579	41,274	15,754	23,125	38,879	42,766	1,492
50ミリ	150	26,947	35,875	62,822	69,017	28,729	35,875	64,604	71,064	2,047
75ミリ	200	56,287	48,625	104,912	115,291	59,101	48,625	107,726	118,498	3,207
100ミリ	1,000	97,600	252,625	350,225	384,735	101,992	252,625	354,617	390,078	5,343

(※)基本水量制・・・一般家庭での公衆衛生向上のため、水道水を使ってもらうことを目的に、一定の水量(雲南市の場合8立方メートル)までの料金を無料としている制度。